

議員さんの御趣旨はよくわかっておりますので、これに向けて進んでおりますということとを御報告して答弁とさせていただきます。

○建設部長(森田進君) それでは交通安全対策について御答弁申し上げます。

わらうけ街道の延長上にあります目白病院付近の道路整備計画の経過という御質問でございますけれども、わらうけ街道から一番西側にございます八高線に沿った踏切、あそこ延長上に、今御指摘いただきました一〇二八号線が通っているわけでございますが、あそこ途中でとまっております。なかなかあの目白病院を含みました一画の市民の生活上の不便、そういったものも聞いております。

たまたま目白病院の先にございますポニーホテルの方から、実はちょうど線路に沿って一部用地の寄附等がございました。それを何かつなげて、基地のウエストですか、あそこへ入る通路がございしますが、そこへぶつけて、それから一六号へ抜けるとそういうふうな形の生活道路の整備をしたらどうかとそんなふうなことで計画を立てまして、実は三月月ぐらい前でございしますが関係者に集まっていたかしまして、それで一応市の方の考え方を申し上げました。権利者が八名ないし九名あるわけでございますけれども、一名の方がたまたま見えられなくて、それ以外の方は来て全体的

にはそのことについて賛成を得られたと、そういうふうな感触を持っております。そういうことで若干物件等がありまして、それを移動しなければ線路に沿った道路整備というのが難しいわけでございますが、できるだけこれも早く何とかせよと、そんなふうに一応考えております。経過としてはそういうふうなことを今まで得ております。

それから、駐輪場の確保の関係でございますけれども、用地の問題がすべてでございますが、しかも駅周辺というふうなことで非常に難しいわけでございますが、たまたま六十年代で牛込駅の東口については何とか整備をさせていただいたと、そういう経緯がございしますので、できるところからできるだけ早い時期に整備をしていきたいと、そんなふう考えております。

それから道路パトロールの他市の状況ということでございますが、確かにその市も道路関係についてはかなり舗装その他の整備が終わりまして、もう既に建設から維持管理、そういうふうなことに仕事のウエートが多々来ているとそういう状況がございまして、各市もパトロール車等配置しまして取り組んでいるようでございます。具体的にどの市がどうと、そういうふうなことについてはまだデータを持って

おりませんけれども、それぞれの市がパトロール車を持ってこの問題に取り組んでい
ると、そういう状況でございますので、一応報告申し上げておきます。以上でございます。

○助役(吉谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

総合福祉センターの検討委員会のことと市民会館の駐車場のことでございま
すが、検討委員会をいつごろ発足させる考えかというのですが、これについては
ただいま市長の方から、六十五年に向けてぜひこういったものを考えていきたいといふこ
とでございますが、今のところやはり民間を含めたそういったすべての利用者に意
見を聞きながら、どういうものをつくっていくかという検討委員会の関係につきま
しては、やはりいまだ場所等を——今極力そういった面では物色中でございま
すけれども、そういったものがある程度目鼻がつかないと、先にどうもそればかり先
行ということが——検討委員会の先行ということもどうかと思っておるのですが、いず
れにしても場所等について極力早めに設定するよう努力をしていきたいと、このよう
に思っております。

それから駐車場の関係でございますが、確かに三年前に御質問いただいて検

討はさせてもらっているわけですが、毎年、毎年というか実施計画等にも
盛り込んでそういったことでは進めておるわけですが、いすれにいた
しましても近隣のそういった土地を何回か物色はしているわけですが、なか
なかそこの辺の問題が難しいわけですが、今のところこれといってまだ場所
の決定を見ておりません。引き続きこれらについても何とか確保できるよう努
力をさせていたただきたいと思っておりますので、その点でひとつ御理解を
ちょうだいしたい、かように思います。

○議長(森田治男君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午前十一時十二分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番(赤星行人君) それでは、ただいま助役の方から先ほどの六十五年に向けての
ことで御答弁いただいたわけですが、これについては了解いたします。ひとつ前向
きにどんどんやっていたかということをお願いたしておきます。

それかり、道路整備の中で、もちろんこれは実施計画の中に入っておりますので、おさういみたいな形になろうかと思つてんですが、道路照明灯、それから道路反射鏡、道路標識、防護さく等々、六十三年度まで一応数字が出ておりますけれども、この辺、なお一層努力をしていただいて、完璧なものにしたいというのを、これは要望いたしておきます。

それからもう一点、図書館通りとそれから柳通り、これの交差する、ちやうど井上米屋さんのところが信号がございまして、ちやうどクラーク型というんですが、そういう形になつてゐるかと思つてゐます。それで大変、朝晩——特にあそこは生活道路の最たる所ではないかと思つてゐますが、私もよくあそこを利用するんですが、非常に交通渋滞が激しいんです。それで利用者の方が大変困つてゐるという声を、市民の方から、ありとあらゆる層からお伺いするわけです。

これは信号機もございまして、道路の幅となるとなかなか難しいんじゃないかと思つてゐますが、信号機があればこれは警察行政の管轄にも入ろうかと思つてゐます。ですから福生市の行政だけで解決がつく問題ではないと思つてゐるんですが、その辺を踏まえて、ひとつ今後どのようにあそこをお考えになつてゐるのか。市民からの要望もた

くせんございしますので、まげて私は言わせていただくならば早急にひとつ対応してもらいたい。ですからこの辺の考え方を担当部長としてどういふふうにお考えになつてゐるのかお尋ねいたします。

○建設部長(森田進君) 今御指摘をいただきました幹一—一号線、アサノブロックの前の通りでございすけれど、あの通りについては、御案内のうちに都市計画街路としての一応計画もございす。ただ、なかなかそれに沿った整備ができてないというのが実情でございまして、また道路そのものが御指摘のようにクラークになつておりまして、非常に何か利用しづらいつと、そんなふうなことも聞いております。

今お話がありましたように、やはり信号機等で、現在ある信号機との二一式か何かでの操作をすることによって、ある程度解消するだろうと思つてゐます。そんなことと、またあの通りについては若干通りの隅切り等が切れてないと、そんな問題がありまして、余計何か利用を困難にしているんじゃないかとそんなふうにも思つてゐるので、警察の方とも十分協議いたしまして、できるだけ問題が解消するように努力していきたいと思つてゐます。以上でございす。

○議長(森田治男君) 五番 赤星行人君。四回目ですので要望にとどめてください。

○五番(赤星行人君) それでは要望にさせていただきます。

ただいまの部長の、クランク型の井上米屋さんのところは、ひとつ警察と十二分にお話し合いをさせていただいて、市民が困っていることは早急にやはり前向きに、そしてかつ期待にこたえるように努力をしていただきたいということを、これ御要望申し上げておきます。

それから駐車場の問題ですけれども、私はやはり今までの経緯の中で、住民の方も非常に御理解ある方がうちの方の地所も提供してもいいよというふうなお話もあったわけです。ですからそういうことも踏まえて、できることであれば横田基地というものがございます。その辺を踏まえて因果関係をうまく利用して、もう上の方にと

うしても地所がでなければ地下へ潜るということもあろうかと思うんです。ですからその辺もあわせて、ひとつ行政サイドで十二分に煮詰めていただいて、市民が困っていること、実際にお互いに事故が起きてからでは困るんで、また他市からもお見えになる方が多々あるわけです。ですからその辺を十二分に御理解をさせていただいて、やはり福生はすばらしいなど、行っても駐車場も完璧だし市民会館も立派だと、そして野球場も立派であると。そういう条件が整っているわけです。

後、駐車場だけうまくやれば最高なわけです。ぜひひとつ市長さんを先頭に、この問題には勇気を持って横田基地との因果関係を含めて、前向きに御努力をいただきたいということを御要望申し上げまして終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長(森田治男君) 次に、七番井上寅吉君。

(七番 井上寅吉君 登壇)

○七番(井上寅吉君) おはようございます。

御指名をいただきましたので、会議規則第六六条の規定によりまして、さきに通告いたしました順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、防災に関して二点ばかりお尋ねいたします。

第一点目の災害時の避難場所についてですが、先日配布されました福生市防災会議発行の福生市地域防災計画の七八ページに、第二節 現況、現在福生市では広域避難場所及び一時避難場所を指定している。そのうち、広域避難場所として、多摩川河川敷周辺、福生公園、柳山公園、かに坂公園、加美上

水公園、その他一時避難場所として市内の中学校、公園等十九カ所が指定をされて
いるわけですが、いずれも一人当たり一平方メートル、このようにうたてられています。
広域避難場所については全部多摩川べりに集中しておりますが、考え方によっては
この避難場所もあるときはいずれよりも一番安全であり、また時と場合によっては最
高に危険な場所になっていくこともあり得るわけでございます。地震等で家屋が倒
壊し、そういった場合においては周りに倒れるものもございませんので一番安全では
うけれども、一番危険なのは水害で、長雨や豪雨によって多摩川の水量が増した
場合、こういった場合には危険を感じますので、なにも近寄らないと思えますけれど
も、地震によって多くの市民の方々が広域避難場所に避難したと仮定したその
とき、小河内ダムが決壊でもしたり、どのようなことになるか、考えただけでもゾッ
とするような気がするわけでございますけれども、一体小河内ダムはマグニチュードや
震度にいたしましてどのくらいまで耐えられるのか、御存じでしたりお願いしたいと
思います。

市民の多くの人たちが、その点を大変心配しておられるようでございます。渇水
時は別といたしましても、普通であれば二億トン前後の水量を耐えすためているの

であります。ダムにもしものことが起きた場合には、その水が下に流れ出してくる
ようになるわけでございますので、市民の皆さんが心配されることも無理かうぬことであ
ると私は思うわけでございます。もし停電の最中にこのような事態が発生した
とし、そのような場合の対応策としては理事者側はどのようにお考えか御答弁い
ただきたいと思えます。それに準じてもう一つ、防災と防災倉庫の現状について、
あわせて御答弁をいただきたいと思います。

次に第三点目の夜間の避難誘導についてでございます。一昨日も市を挙げて防
災訓練が行われましたが、このような行事は毎年行われており、市民の皆さんも
年々防災に対して関心を深めてきたようで、大変結構なことだと思います。これも
ひとえに関係理事者の御指導で、最近全町会に結成された地域自主防災組
織の役員の皆さん方の御努力のためのものであるとこのように考えまして、それらの
方々には敬意を表したいと思います。

この行事は毎年八月の末か九月の初めの日曜日に行われておりますが、これは
大正十二年の大震災が九月一日であったことから、その日を「防災の日」と定めてある
そういった意味からであると思えます。またその日に一人でも多くの市民の方に参

加していただくように日曜日が選ばれていることだと思いますけれども、さりとて天災はいつ何とき訪れるかわからないわけでございます。戦前生まれの人たちは、少なくとも空襲等で真っ暗やみの中を避難した恐ろしさを、多少なりとも経験もおありでしょうし御存じだと思えますけれども、戦後生まれの皆さんは、夜も街灯もすっかり整備された明るい世代に生まれてきたので、平和な世の中しか知らないわけでございます。

そこで真夜中に大きな地震でも起きて停電にでもなったりどうなるか想像すらできないわけでございますけれども、そういう際に、我々戦前生まれといえども落ち着いて行動ができるかどうか疑問であります。そこで毎年訓練の行われているこの時期は、気候的にも非常にいい気候でございますので夜間訓練はどうか、このように考えるわけでございますけれども、毎年ではなくても結構です。一年置きでもよいしまた三年に一度でも結構ですが、やはりやっておく必要があるのではないかと、このように考えるわけでございます。曜日によっては昼間よりもあるいは参加者も夕涼みがてらにたくさんの方が参加してくださるのではないだろうか、そんなふうに考えて、一石二鳥をねらったりどうかとこんなふうにも考える

わけでございます。備えあれば憂いなしの例えのとおりです。理事者側がどのようなにお考えなのか、その点についても御答弁をいただきたいと思っております。

次に、福生市町会等の会館建設費等補助金交付規則についてお尋ねをいたします。

この規則は、昭和五十三年九月三十日の改正によって、五十万円から七十五万円に改められたと思いますが、そのとおりなのかどうか。それと、交付規則二条の二に、「補助金の額は、修繕に要する費用が七十五万円を超える場合において、その費用に百分の五十以内の率を乗じて得た額以内で予算で定める額とする。この場合、予算で定める額は五十万円を超えることはできない」というようになっておりますが、五十万円が七十五万円になった理由については物価の上昇によるものだというふうに考えられますが、そのとおりなのかどうか。

そのために費用が七十五万円を超えなければ補助金が受けられなくなった。そこで手を加えなくてもまだ我慢できるような状態にあるというでも無理に修理するようないことがあるし、そのために市の出費も町会や自治会の出費もお互いにくえる結果となったわけでございますが、そこでお互いの出費を減らす意味からも、もとの

五千万円に戻すなりあるいは三千万円ぐらいに引き下げると、こんなような要望も皆さん方からあるようなことも承っております。そこで、理事者の考えはどうか。また、条文の目的第一条に、「補助金を交付し、もって地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする」ともうたっておりますが、そこで金額を下げた方が、むしろ目的のとおり住民の福祉が増進できると思われるが、理事者の考えはどうかお伺いいたします。

また、「用地にかかわる費用については、予算で定める額は二千万円を超えることはできない。修繕に要する費用については、同じく五百万円を超えてはならない」というたっておりますが、新築、増築については別に定められていないようだが、これらについては、その費用に百分の五十以内の率を乗じて得た額ならば無制限と考えてもよいのかどうか。それとも、これらの条文以外のところで金額が定められてあるのかどうかお伺いいたします。

続いて、三点目の税の問題についてお尋ねいたしますが、三十数年前に、当時の事務の手違いから他人の固定資産税を三年間も納税していたという例があったそうだが、もちろんよく調べもせずに黙って納めていた市民にも落ち度はあったと思う

が、役所の職員であればいわゆるプロフェSSIONナルですので間違いはない、このように信じていればこそ黙って市民の方が納めていられたんだと思います。

三十数年たった今日、あることからこの事実が明らかになったわけでありすが、法に基づいて最終に納めた年よりさかのぼって五年分は返金されたそうですが、新築当時より二十五年分については既に時効になっているということでは返金されなかったそうですが、しかし法は法として、当時の役所の職員の手落ちであったことは紛れもない事実なんです。ただ単に、三十年も過ぎた過去の話であって現在の職員には責任はないんだと片づけてしまえばそれまでですけれども、それでは余り市民に対しての誠意がなさ過ぎるのではないか、こんなふうにも考えられますので、その点、理事者としてはどうお考えになっているか。また今日では、今まで今日に至るまでこういうことは聞いたことがないですけれども、ほかにこんなようなケースはあったのかどうか。また、今後税金等の事務については電算化されてくるようですし、そういった今日、人間の間違いを機械に覚えさせてしまったら、ば、永久にそのままになってしまいうし、このような転換期に対してどのような取り組み方をしているか御答弁を願いたいと思います。

次に、四点目の地名と建ぺい率についてお尋ねいたしますが、まず、地名について。今、多くの市町村において地名の変更が盛んに行われておりますが、当福生市でも、武蔵野台であるとか、加美平、南北田園等は、区画整理の完了にあわせて地名の変更もなされたようですが、その他については、旧態依然として福生市大字福生、あるいは福生市大字熊川とてあるようでございますが、今どき「大字」がついている所が少ないのではないかと。町や村のうちならいざ知らず、市になったときに、その時点で改めるべきではなかったか。今とってみると、何か田舎くさく感心いられてならないわけでありませう。そこで例えば福生市福生何丁目何番地であるとか、このように変えることができないのか。何かのよく考えをもつて少なくとも「大字」だけは取るべきではないのか。それとも区画整理ができない地域の地名変更はできないのか。この辺についてもよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

いま一点、今度は建ぺい率について質問をさせていただきますが、現在の建ぺい率は、遠く戦前に立川都市計画という名のもとに定められ、その後、地域によっては区画整理などの理由によって少しずつ変わってきているところもあります。

今なお三割区域も少なくないし、その他全般にわたって建ぺい率を見直さなければならぬ時期に来ていると考えられるが、そのような計画があるかどうか。あるとしたら、いつ、どのような形で行われるのか。今日、評価額や土地の価格は上がっても建ぺい率は一向に上がらないようなのが現状で、その格差はますますアンバランスになってきております。

そこで、現在使われております道路に沿っての路線敷で道路に面したところについては、道路から二十メートルまでは一〇%ないし二〇%率が高くなっているようですが、それもごく一部の道路に限られているようですが、これらについても道路から二十メートルを三メートルなり四メートルなりにすると、道路も限定するならば市道は全部適用するような考えはないのかどうか。また、同じ第一種住居専用地域でありながら、ところによっては三〇%であり、ところによっては四〇%、五〇%と三段階ぐらになっているのはなぜなのか。我々素人考えでは、同じ第一種住居専用地域ならば全区域同じでもよさそうに考えられるが、この点はどうか。

以上、御答弁をお願いいたしまして、壇上での質問を終わらせていただきます。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 井上議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点目の防災対策についてでございます。

防災対策につきましては、議員の皆様には大変な御理解をいただいて、災害の発生時における避難場所、食料、飲料水等の確保を初めいたしました。通信施設、備蓄庫等の整備を進めておりますが、災害が発生したときに隣近所が助け合って身の回りを守れるようにということで、各地区の自主防災組織も内容の充実を図っております。先般の防災訓練におきましても、住民の避難の先導となって活躍をしていただけたわけでございます。災害は必ずしも日曜日とは限らず、平日や夜間の場合もあると思います。御指摘のとおりでございます。この点につきましては、自主防災組織、消防署など関係機関とも十分協議したいと思っておりますので、よろしく願います。避難場所等の件につきましては部長より説明をいたします。

次に、町会の補助金についてでございます。

町会の会館の増改築等に対する補助につきましては、本年度から、修繕費、

外構工事についても、補助枠の拡大等内容の整備をいたしました。御指摘の件につきましては、検討をさせていただきます。なお、細部について条例等の件については、部長より答弁をいたしますのでお聞き取りいただきたいと思います。

次に市税問題について、固定資産税の客体把握についてでございます。

固定資産税は、固定資産が所在する市町村が、その資産の所有者に課税することになっております。そして課税客体である固定資産の把握については、土地家屋は現地調査によって行い、登記所からの登記済み通知書によって補足としております。なお、償却資産については申告書によって把握しております。

このようにして把握した固定資産税の所有者の確認でございますが、家屋については、現地調査の際、建築確認証による所有者確認と登記済み通知書による確認とを並行して行っております。未登記の家屋については、所有者届の提出によって確認をいたしております。なお、土地の所有者については、すべて登記済み通知書によって行っております。おっしゃるような問題につきましては、その原因を調査させるとともに、今後の事務処理についても万全を期すように指導し

てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住所地域番と建ぺい率についてでございます。

住所地域番の整理についてお答えをいたします。

現在の福生市における住所につきましては、おかげさまで区画整理によってかなり整理され、わかりやすくなっているところでございます。今福生市では、御存じのとおり熊川地区の一部の区画整理につきまして調査を進めているところでございます。また、以前にも住所等の問題が議会で御心配をいただきました経過を踏まえ、住所の表示板、住所の案内板の設置を昭和五十八年度から実施し、昭和六十年で事業を完了したところでございます。

以上のような経過を御理解いただきまして、「大字」の問題等は時期を見て検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、建ぺい率の見直しについてお答えを申し上げます。

建ぺい率は都市計画における用途地域性とリンクされているというならば、土地利用の具体的な規制であり、都市計画の基本であります。以前にも申し上げましたが、お話の第一種住居専用地域は良好な低層住宅地の環境を

保護するために都市計画をして定める地域でありまして、建築基準法で建物の用途も住宅と小中学校ぐらいに限定されております。したがって建ぺい率、容積率の判定は厳しく、高さもメートル以下に抑えられていたり、その他北側斜線の制限も最も厳しいものが定められております。

このようなことから、真の高級住宅地として評価がされていることも事実です。都市計画上も極力抑えたり、建築活動もゆくりなほどよいというのが一般論であります。つまり、区画整理などによって都市基盤の整備がなされているようなところは建ぺい率を緩め、未整備のところは防災上からもきついわけでありまして。現在の用途地域は、都市計画法の施行に伴う昭和四十八年の指定がベースになって、五十六年に見直し指定変更をしたものでございます。このときの指定に際し、東京都は土地利用の基本方針と指定基準をつくり指定作業を行いました。それが安全性の向上と自然の保全、回復と生活環境の整備に重点が置かれ、多摩地区へ第一種住宅専用地域の積極的な指定が行われたという経緯があります。

御指摘の第一種住宅専用地域内の三割、あるいは四割、五割という区分、あ